

広島県選挙管理委員会告示第四十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和四年五月二十六日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	公立みつぎ総合病院保健福祉 総合施設附属リハビリテー ションセンター	尾道市御調町高尾 1348番地6	令和4年5月17日
老人ホーム	ココファン廿日市	廿日市市地御前一丁目 3番28号	令和4年5月17日